

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案参照条文目次

一	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）（抄）	1
二	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）	3
三	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）	4
四	林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）（抄）	7
五	林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）（抄）	10

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案参照条文

○ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、我が国森林が気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行に果たす役割の重要性にかんがみ、平成二十四年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、市町村が作成する特定間伐等促進計画に基づく間伐等に関する特別の措置を講じ、もって森林の適正な整備に寄与することを目的とする。

（基本指針）

第二条 農林水産大臣は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画に適合して、森林（同法第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。）の間伐又は造林で平成二十四年度までの間に行われるもの（以下「特定間伐等」という。）の実施の促進に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本方針の指針となるべきものを定めるものとする。

一 特定間伐等の実施の促進の意義及び目標に関する事項

二 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の設定に関する基本的な事項

三 前号の区域において実施すべき特定間伐等に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、特定間伐等の実施の促進に関する重要事項

3 基本指針は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第八条第一項に規定する京都議定書目標達成計画と調和するものでなければならない。

4
5
6 （略）

（基本方針）

第三条 都道府県知事は、基本指針に即するとともに、森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画に適合して、当該都

道府県の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることができる。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定間伐等の実施の促進の目標
- 二 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準
- 三 次条第一項に規定する特定間伐等促進計画の作成に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、特定間伐等の実施の促進に関する事項

3 5 （略）

（特定間伐等促進計画）

第四条 その区域の全部又は一部が前条第二項第二号の基準に適合する区域内にある市町村は、基本方針に即するとともに、森林法第十條の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画に適合して、当該市町村の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）を作成することができる。

2 特定間伐等促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定間伐等促進計画の区域
- 二 特定間伐等促進計画の目標
- 三 第一号の区域において実施する特定間伐等に係る次に掲げる事項
 - イ 間伐を実施する森林についての所在場所別の間伐主体、間伐時期、間伐面積、間伐樹種、間伐林齢、間伐立木材積及び間伐方法その他間伐に関する事項
 - ロ 造林する森林についての所在場所別の造林主体、造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法その他造林に関する事項
 - ハ イの間伐又はロの造林を実施するために必要な作業路網その他の施設の設置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、特定間伐等の実施の促進に関する事項

3 8 （略）

（交付金の交付等）

第五条 特定間伐等促進計画を作成した市町村は、次項の交付金を充てて当該特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等（前条第二項第

三号ハの施設の設置を含む。以下この条、次条第一項及び第八条第一項において同じ。）の実施（市町村以外の者が実施する特定間伐等に要する費用の一部の負担を含む。次項において同じ。）をしようとするときは、当該特定間伐等促進計画を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 国は、前項の市町村に対し、同項の規定により提出された特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施に要する経費に充てられたり、農林水産省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3・4 （略）

（地方債の特例等）

第六条 地方公共団体が、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等を実施し、又は当該特定間伐等で総務省令で定める者が実施するものに関する助成を行おうとする場合において、当該実施又は助成に要する経費のうち総務省令で定めるものであつて地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

2 （略）

（伐採の届出の特例）

第七条 特定間伐等の実施主体として特定間伐等促進計画に定められた者が当該特定間伐等促進計画に従つて行う立木の伐採については、森林法第十条の八第一項本文の規定は、適用しない。

（国等の援助等）

第八条 国及び地方公共団体は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施主体に対し、当該特定間伐等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、農林水産大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び同項の実施主体は、特定間伐等促進計画の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

○ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

2 (略)

○ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

- 一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹
- 二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

2・3 (略)

(全国森林計画等)

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）第十一条第一項の基本計画に即し、かつ、保安施設の整備の状況等を勘案して、全国の森林につき、五年ごとに、十五年を一期とする全国森林計画をたてなければならぬ。

2・11 (略)

(地域森林計画)

第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

25 （略）

（伐採及び伐採後の造林の届出）

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 十一 （略）

2 （略）

（指定）

第二十五条 農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合にあつては、第一号から第三号まで）に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林（民有林にあつては、重要流域（二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）内に存するものに限る。）を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

- 一 水源のかん養
- 二 土砂の流出の防備
- 三 土砂の崩壊の防備
- 四 飛砂の防備
- 五 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備

六 なだれ又は落石の危険の防止

七 火災の防備

八 魚つき

九 航行の目標の保存

十 公衆の保健

十一 名所又は旧跡の風致の保存

2 前項但書の規定にかかわらず、農林水産大臣は、特別の必要があると認めるときは、海岸管理者に協議して海岸保全区域内の森林を保安林として指定することができる。

3 農林水産大臣は、第一項第十号又は第十一号に掲げる目的を達成するため前二項の指定をしようとするときは、環境大臣に協議しなければならない。

4 農林水産大臣は、第一項又は第二項の指定をしようとするときは、林政審議会に諮問することができる。

第二十五条の二 都道府県知事は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

2 都道府県知事は、前条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

3 都道府県知事は、前二項の指定をしようとするときは、都道府県森林審議会に諮問することができる。

(指定)

第四十一条 農林水産大臣は、第二十五条第一項第一号から第七号までに掲げる目的を達成するため、国が森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。

2 農林水産大臣は、民有林又は国の所有に属さない原野その他の土地について、第二十五条第一項第四号から第七号までに掲げる目的を達成するため前項の指定をしようとするときは、都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の事業（以下「保安施設事業」という。）を都道府県が行う必要があると認めて都道府県知事から申請が

あつた場合において、その申請を相当と認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。

4 第二十五条第一項但書及び第二項の規定は、第一項又は前項の指定をしようとする場合に準用する。この場合において、第二十五条第二項中「森林を保安林として」とあるのは、「森林又は原野その他の土地を保安施設地区として」と読み替えるものとする。

○ 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「種苗」とは、林業の用に供される樹木の繁殖の用に供される種子、穂木、茎、根及び苗木（幼苗を含む。以下同じ。）であつて、政令で定める樹種に係るものをいう。

2 この法律において「生産事業」とは、配布の目的をもつて種苗を採取し、又は育成する事業をいい、「生産事業者」とは、生産事業を行なう者をいい、「配布事業」とは、他の者が採取し、又は育成した種苗を配布する事業をいい、「配布事業者」とは、配布事業を行なう者をいう。

（育種母樹、普通母樹等の指定）

第三条 都道府県知事は、優良な種穂（種苗のうち、種子、穂木、茎又は根をいう。以下同じ。）の確保を図るため、農林水産省令で定める基準に従い、配布（配布のためにする苗木の育成を含む。次条第一項、第二十三条及び第三十二条第七号において同じ。）の目的のための優良な種穂の採取に適する樹木又はその集団を、育種により育成されたものにあつては育種母樹又は育種母樹林として、その他のものにあつては普通母樹又は普通母樹林として指定することができる。

2・3 （略）

（生産事業者の登録）

第十条 生産事業を行おうとする者は、その住所地（法人にあつては、その主たる事務所の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一〇七 (略)

3 都道府県知事は、前項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当する者である場合を除き、政令で定めるところにより、遅滞なく、その登録をしなければならない。

一 この法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十五条第一項の規定により登録の取消しを受けた日から二年を経過しない者

三 次に掲げる者以外の者

イ 都道府県知事が種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させることを目的として行なう講習会の課程を修了した者

ロ イに掲げる者以外の者であつて、その生産事業に従事する使用人その他の従業者としてイの講習会の課程を修了した者を置くもの（その置かれる当該講習会の課程を修了した者のすべてが前二号のいずれかに該当するものを除く。）

(登録証の交付及び備付け等)

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録をしたときは、当該登録を受けた者に対し、次に掲げる事項を記載した登録証を交付しなければならない。

一 登録番号及び登録年月日

二 氏名又は名称及び住所

三 生産事業の内容

四 事業所の名称及び所在地

五 生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所

2 生産事業者は、登録証の交付を受けたときは、住所以外の場所に事業所を設けている者にあつては登録証をその住所に備え付けるとともにその写しを当該事業所に備え付け、その他の者にあつては登録証をその住所に備え付けておかなければならない。

3 (略)

（生産事業者の届出等）

第十三条 生産事業者は、登録証の記載事項に変更を生じたときは、農林水産省令で定めるところにより、その住所地を管轄する都道府県知事に変更があつた事項及び変更の年月日を届け出て、その書替交付を申請しなければならない。

2 生産事業者は、登録証が滅失し、又は汚損したときは、農林水産省令で定めるところにより、その住所地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出て、その再交付を申請しなければならない。

3 生産事業者は、農林水産省令で定めるところにより、第十条第二項各号に掲げる事項（登録証の記載事項に該当するもの及び同項第五号に掲げるものを除く。）に変更を生じたときは変更があつた事項及び変更の年月日を、生産事業を廃止したときはその旨及び廃止の年月日をその住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

（登録の失効）

第十四条 生産事業者が前条第三項の規定により生産事業を廃止した旨を届け出たときは、その登録は、その効力を失う。

2 前項の規定により登録がその効力を失つたときは、当該登録を受けた者は、遅滞なく、登録証をその住所地を管轄する都道府県知事に返納しなければならない。

（登録の取消し）

第十五条 都道府県知事は、生産事業者が次の各号の一に該当するときは、その者に係る登録を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二 不正な手段により登録を受けたとき。

三 第十条第三項第一号又は第三号に該当することとなつたとき。

2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 第一項の規定により登録を取り消された者は、遅滞なく、登録証を都道府県知事に返納しなければならない。

（登録に関する公告）

第十六条 都道府県知事は、第十条第一項の登録をしたとき、第十四条第一項の規定により登録が失効したとき、又は前条第一項の規定により登録を取り消したときは、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 登録番号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

三 生産事業の内容

四 事業所の名称及び所在地

2 都道府県知事は、第十三条第一項の規定により前項第二号から第四号までに掲げる事項に変更があつた旨の届出があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該変更に係る事項を公告しなければならない。

第三十三条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十三条第一項、第二項若しくは第三項又は第十七条第一項若しくは第二項の規定に違反した者

三 五 (略)

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第三十五条 第十二条第二項、第十四条第二項又は第十五条第三項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

○ 林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「林業・木材産業改善資金」とは、林業・木材産業改善措置（林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することをいう。以下同じ。）を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。

- 一 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
 - 二 造林に必要な資金
 - 三 立木の取得に必要な資金
 - 四 経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要な資金で農林水産大臣が指定するもの
- 2 (略)

(貸付金の利率、償還期間等)

第五条 貸付金は、無利子とし、その償還期間（据置期間を含む。）は、十年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2 貸付金の据置期間は、三年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。